

受動喫煙に関する事業所調査結果

平成29年度

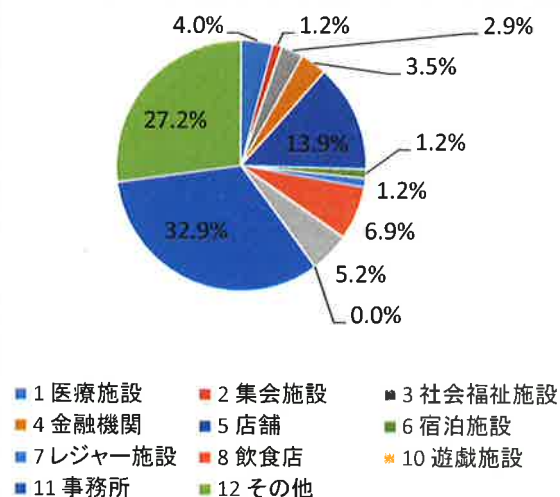
受動喫煙対策に関する事業所調査

※実施期間： 平成29年9月29日～10月31日
 回答総数 173 件 (対象 442事業所、回答率 39.1%)

問1 事業所の業種について

番号	回答項目	回答数	割合(%)
1	医療施設	7	4.1
2	集会施設	2	1.2
3	社会福祉施設	5	2.9
4	金融機関	6	3.5
5	店舗	24	13.9
6	宿泊施設	2	1.2
7	レジャー施設	2	1.2
8	飲食店	12	6.9
9	理容・美容	9	5.2
10	遊戯施設	0	0.0
11	事務所	57	33.0
12	その他	47	27.2

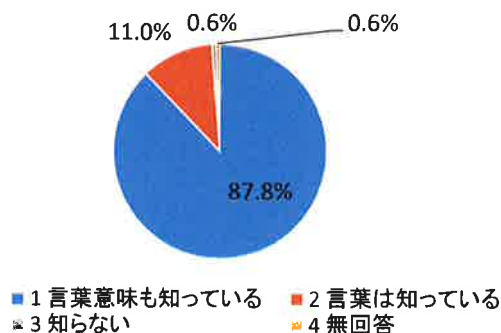
173



問2 受動喫煙の認知度

番号	回答項目	回答数	割合(%)
1	言葉意味も知っている	152	87.8
2	言葉は知っている	19	11.0
3	知らない	1	0.6
4	無回答	1	0.6

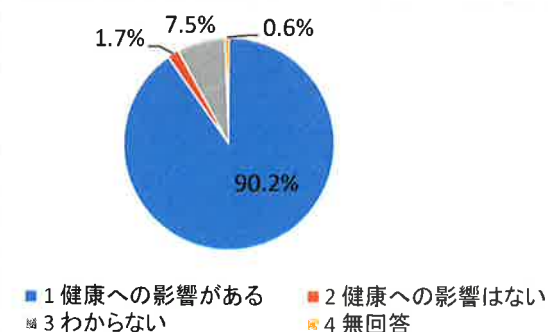
173



問3 受動喫煙の健康への影響についてどのように思いますか。

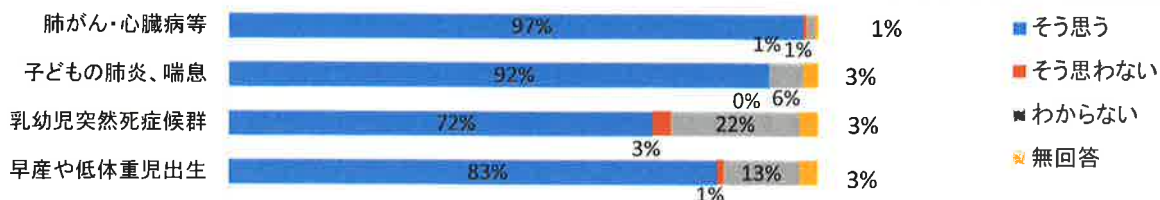
番号	回答項目	回答数	割合(%)
1	健康への影響がある	156	90.2
2	健康への影響はない	3	1.7
3	わからない	13	7.5
4	無回答	1	0.6

173



問4 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。(どのような危険性を高めるか)

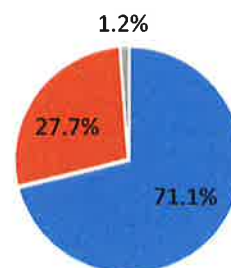
	回答項目	そう思う	そう思わない	わからない	無回答
ア	肺がん・心臓病等	152	1	2	1
イ	子どもの肺炎、喘息	143	0	9	4
ウ	乳幼児突然死症候群	112	5	34	5
エ	早産や低体重児出生	129	2	20	5



問5 利用者又は従業員が利用する屋内について、受動喫煙防止に取り組んでいますか。

番号	回答項目	回答数	割合(%)
1	取り組んでいる	123	71.1
2	取り組んでいない	48	27.7
3	無回答	2	1.2

173

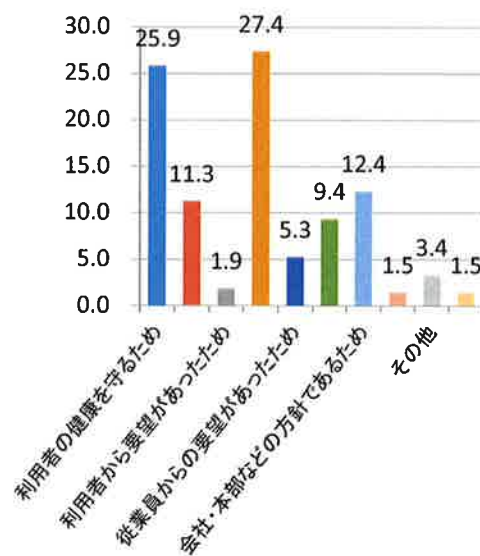


- 1 取り組んでいる
- 2 取り組んでいない
- 3 無回答

問6 問5で「受動喫煙防止対策に取り組んでいる」と答えた施設へその理由(複数回答可)

番号	回答項目	回答数	割合(%)
1	利用者の健康を守るため	69	25.9
2	利用者により良いサービスを提供するため	30	11.3
3	利用者から要望があったため	5	1.9
4	従業員の健康を守るため	73	27.4
5	従業員からの要望があったため	14	5.3
6	受動喫煙防止対策は世界的な動きである	25	9.4
7	会社・本部などの方針であるため	33	12.4
8	テナントとして入っている施設等の方針	4	1.5
9	その他	9	3.4
10	特に理由はない	4	1.5

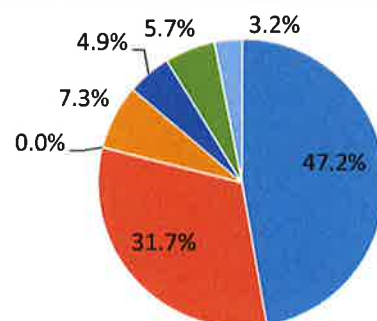
266



問7 今取り組んでいる受動喫煙防止対策について

番号	回答項目	回答者数	割合(%)
1	屋内部分の全てを「禁煙」	58	47.2
2	「喫煙所」を設け煙流出を防止	39	31.7
3	「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止	0	0.0
4	「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止していない	9	7.3
5	一定の時間帯のみ「禁煙の場所」を設置	6	4.9
6	その他	7	5.7
7	無回答	4	3.2

123

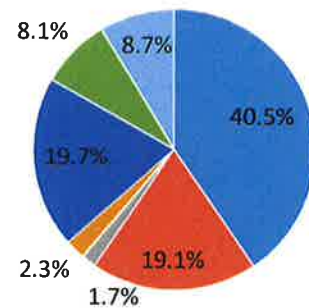


- 1 屋内部分の全てを「禁煙」
- 2 「喫煙所」を設け煙流出を防止
- 3 「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止
- 4 「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止していない
- 5 一定の時間帯のみ「禁煙の場所」を設置
- 6 その他
- 7 無回答

問8 利用者又は従業員が利用する屋内について、今後取り組む予定の受動喫煙防止対策について

番号	回答項目	回答者数	割合(%)
1	屋内部分の全てを「禁煙」	70	40.5
2	「喫煙所」を設け煙流出を防止	33	19.1
3	「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止	3	1.7
4	その他	4	2.3
5	どのような対策に取り組むか検討中	34	19.7
6	取り組まない	14	8.1
7	無回答	15	8.7

173

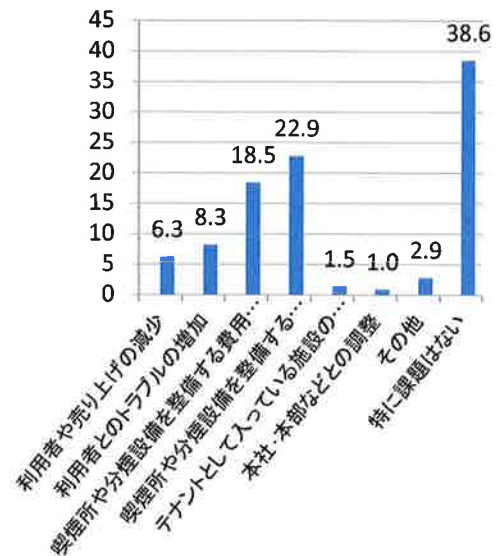


- 1 屋内部分の全てを「禁煙」
- 2 「喫煙所」を設け煙流出を防止
- 3 「喫煙席」「禁煙席」を区分。煙流出を防止
- 4 その他
- 5 どのような対策に取り組むか検討中
- 6 取り組まない
- 7 無回答

問9 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題
(複数回答可)

番号	回答項目	回答者数	割合(%)
1	利用者や売り上げの減少	13	6.3
2	利用者とのトラブルの増加	17	8.3
3	喫煙所や分煙設備を整備する費用の問題	38	18.5
4	喫煙所や分煙設備を整備するスペースや施設の構造の問題	47	22.9
5	テナントとして入っている施設の管理者との調整	3	1.5
6	本社・本部などとの調整	2	1.0
7	その他	6	2.9
8	特に課題はない	79	38.6

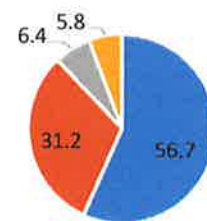
205



問10 受動喫煙防止条例についてご存知ですか

番号	回答項目	回答者数	割合(%)
1	条例内容も制定されたのも知っている	98	56.7
2	制定されたのは知っている	54	31.2
3	知らなかった	11	6.4
4	無回答	10	5.8

173



- 1 条例内容も制定されたのも知っている
- 2 制定されたのは知っている
- 3 知らなかった

問11 条例制定後、事業所での新たな受動喫煙に対する取り組み

番号	回答項目	回答者数	割合(%)
1	取り組んでいる	24	13.9
2	以前からの取り組みを続けている	83	48.0
3	受動喫煙対策には取り組んでいない	43	24.9
4	無回答	23	13.3

173



- 1 取り組んでいる
- 2 以前からの取り組みを続けている
- 3 受動喫煙対策には取り組んでいない
- 4 無回答

自由記載(設問に「その他」がある問いについて、記載があったものを抜粋しています)

問6 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

1	家内営業なので夫婦二人ともタバコは吸っていません。店内に喫煙禁止のカードを置いてあります
2	1人で仕事をしていて、タバコは吸わないため。
3	(宿泊施設のため)室内、備品がよごれる。(特に高級オーディオ等)
4	来客者に不快な思いをさせないため
5	自分が喫煙しないため。
6	自分も家族みんな吸わないから。
7	私も従業員もタバコをやめたので、お客様も喫煙しません。

問7 貴施設の受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

1	事務所で1人で仕事をしていてタバコは吸わないため。
2	冬期の屋外での喫煙
3	事務所は常時禁煙、休憩室(2F)は喫煙可
4	店内・厨房は禁煙
5	1,2階は仕切りで区切った「喫煙所」を設け、煙が流れ出るのを防止しているが、3階は禁煙の場所に煙が流れ出るのを防止していない。
6	事務室内禁煙
7	条例で定められたため
8	喫煙できる場所を指定し、煙が吸入できる装置の所でしか喫煙できないようにしている。(仕切りなどはしていない)
9	原則敷地内禁煙だが、施設利用者に喫煙者がいる一部の入所施設には喫煙所を設けている。

問8 貴施設は利用者又は従業員が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。

1	本人が事務所内での喫煙を自粛する
2	換気扇をまわす
3	喫煙できる場所を指定し、煙が吸入できる装置の所でしか喫煙できないようにしている。(仕切りなどはしていない)
4	空気清浄機の設置

問9 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

1	喫煙者の意識改革、喫煙者ゼロが目標
2	トラブルとまではいかないが、禁煙場所で喫煙する顧客がおり注意を促しても、他の客がいない場合にやめてくれない。何度も注意はしづらいのでやりすごすことになるのが実情。
3	全面禁煙とした場合に、喫煙者が隠れて吸うなど安全上の問題が懸念される(入所施設は利用者にとって生活の場であるため)
4	代表者が禁煙の意思が無いので、下の者が取り組みたいと言えない。

問11 受動喫煙防止条例制定(平成27年12月)後における、貴事業所での新たな受動喫煙に対する取り組みについて、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

1	全面禁煙を定めた
2	利用者又は従業員が利用する屋内部分の全てを禁煙にしている。
3	屋内部分は禁煙
4	喫煙の場所や時間を定めた。
5	灰皿の撤去
6	喫煙場所に換気扇を設置した。
7	喫煙場所の設置、事務所内禁煙
8	事業所敷地内は禁煙
9	喫煙所を仕切りで区切った。
10	レストラン分煙
11	一部禁煙スペースを設けている
12	施設外での喫煙場所の設置
13	喫煙室を設置しました。
14	分煙を行っている
15	原則として敷地内を禁煙とした。入所者用の喫煙スペースとして設置した場所については煙の流れ込みなどを防ぐため場所を変更した。

問12 受動喫煙防止対策についての意見、要望、提案など(自由記述)

1	自分もタバコを吸わないので、タバコの煙には困っていたので、考えていただけてとても良かった。
2	個人個人各々の意識の問題と、他人への思いやる気持ちだと考える。
3	美唄市の受動喫煙防止条例がエリアを決めているのか知りませんが、毎日目にして嫌な気分になるのは、尚栄高校の駐車場近くの門の場所で教員なのか外で喫煙しているのを見ます。教育の場でこのような状況を美唄市では知っているのでしょうか？大人がしっかりした行動をしていないと、子どもはいくら立派な制度を作っても意味がないと感じます。
4	個人の趣味嗜好を制限するのをどの程度まで踏み込んで良いのか考えさせられる。
5	喫煙者への制限を強化していただきたい。
6	先日東京で実態を見たが、我がまちの方が先進的だった。これがオリンピックをひかえた首都かとあきれるばかりだった。今後も市民の健康第一にこの取り組みを推進してほしい。
7	タバコ税を今より高くする。1箱1,500円。
8	何処でも喫煙できないことはだいぶ周知されてきたと思いますが、条例制定をきっかけに少しでも多くの人が禁煙していただければと思います。
9	飲食店などまだまだ喫煙防止対策されていないと思います。
10	検討中であるが、上記の課題を考慮し、尚社内にて検討する。
11	お客さんの待合室でのみ換気扇をまわして吸ってもらっている。
12	実際対策をたてるにはコスト等を考えると厳しく、全面禁煙は売り上げ減少するリスクがある。であるなら法律で飲食店禁煙にしてくれたほうがみんなあきらめと思うので、市・道からも国に働きかけ
13	受動喫煙対策には取り組めない。(スペースも無いし、現状では無理)
14	美唄市の条例は、飲食店(特に昼食、夜の食事場)を除外しているのは、正に骨抜き条例と言わざるを得ない。報道で取上げられる時市民として恥ずかしい。
15	美唄市は財政が大変なのでタバコ税は大きいと思います。タバコを吸う人は勝手なので仕方がない分が大きいと思います。行政が決めることではないと思います。
16	条例を制定した市として、最も受動喫煙のリスクが高くなる飲食店(特に居酒屋、スナックなど)の対策に力を入れてほしいと思います。受動喫煙を避けるために非喫煙者が会合等に参加しない(できない)などには無理がある。
17	私のように条例を知らなかった人もいたので、全ての市民にわかるようにしてほしいです。
18	自分はタバコをのまない。最近パチンコに行っていないが、そのような場所も受動喫煙防止しなければ意味が無い。
19	美唄市の条例には罰則規定がないため、注意しても逆にクレームとして報告されてくる。罰則規定を定めていただきたい。

平成29年度 受動喫煙に関わる施設調査

問1 あなた（「施設管理者または責任者」をいう。以下同様）の事業所を次の中から選んでください。

- 1 医療施設（病院、診療所、薬局、歯科診療所、はり灸、あん摩マッサージ指圧、整骨、柔道整復など）
- 2 集会施設（寺院、神社、斎場など）
- 3 社会福祉施設（老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設など）
- 4 金融機関（銀行、信用組合、信用金庫、郵便局など）
- 5 店舗（スーパー、コンビニ、小売店など）
- 6 宿泊施設（旅館、ホテルなど）
- 7 レジャー施設（ゴルフ場、カラオケボックスなど）
- 8 飲食店（飲食店、喫茶店、レストラン、居酒屋、バー、スナックなど）
- 9 理容、美容（理容店、美容店など）
- 10 遊戯施設（パチンコ、スロット、マージャン店など）
- 11 事業の用に供する事務所
- 12 その他（上記に該当しない施設（製造工場、修理工場など））

問2 あなた（「施設管理者または責任者」をいう。以下同様）は、「受動喫煙」という言葉をご存知ですか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

- 1 言葉も意味も知っている。
- 2 言葉は知っている。
- 3 知らなかった。（今回の調査で初めて知った。）

問3 「受動喫煙」とは、室内などで、自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたは、受動喫煙の健康への影響についてどのように思いますか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

- 1 健康への影響がある。⇒問4へ
- 2 健康への影響はない。⇒問5へ
- 3 わからない。⇒問5へ

（問4は、問3で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。）

問4 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。（1つの項目に○は1つ）

ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	そう思う	そう思わない	わからない
イ 子どもの肺炎、気管支ぜんそくや中耳炎の危険性を高める	そう思う	そう思わない	わからない
ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める	そう思う	そう思わない	わからない
エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	そう思う	そう思わない	わからない

問5 貴施設は、利用者又は従業員が利用する屋内について、受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

注1）貴施設（貴店舗）がビル等の建物の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。

注2）特定の利用者しか利用しない屋内（宿泊施設の客室等）を除きます。

- 1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる。⇒問6へ
- 2 受動喫煙防止対策に取り組んでいない。
（屋内のすべての場所で喫煙できる。）⇒問8へ

〈以下問6～問7は、問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ方がお答えください。〉

問6 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。次の中からあてはまるもの全て選んでください。（○はいくつでも）

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1 利用者の健康を守るため。 | 2 利用者により良いサービスを提供するため。 |
| 3 利用者からの要望があったため。 | 4 従業員の健康を守るため。 |
| 5 従業員からの要望があったため。 | 6 受動喫煙防止対策は世界的な動きであるため。 |
| 7 会社・本部などの方針であるため。 | 8 テナントとして入っている施設等の方針であるため。 |
| 9 その他（具体的に | ） |
| 10 特に理由はない | |

問7 貴施設の受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。（○は1つ）

- | | |
|--|---|
| 1 利用者又は従業員が利用する屋内部分の全てを「禁煙」にしている。 | |
| 2 仕切りなどで区切った「喫煙所」を設け、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止している。 | |
| 3 「喫煙席」（たばこを吸いながらサービスを受けることができる。）と「禁煙席」とを仕切りなどで区切り、「禁煙席」にたばこの煙が流れ出るのを防止している。 | |
| 4 「喫煙席」と「禁煙席」を設けているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない。 | |
| 5 昼食時など一定の時期帯には、「禁煙の場所」を設けている。 | |
| 6 その他の対策（具体的に | ） |

問8 貴施設は利用者又は従業員が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）

注1）今後も現在の受動喫煙防止対策を続ける場合は、その対策の選択肢に○をして下さい。

- | | |
|--|---|
| 1 利用者又は従業員が利用する屋内部分の全てを「禁煙」にする。 | |
| 2 仕切りなどで区切った「喫煙所」を設け、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止する。 | |
| 3 「喫煙席」（たばこを吸いながらサービスを受けることができる。）と「禁煙席」とを仕切りなどで区切り、「禁煙席」にたばこの煙が流れ出るのを防止する。 | |
| 4 その他の対策（具体的に | ） |
| 5 どのような受動喫煙防止対策に取り組むか検討中である。 | |
| 6 受動喫煙防止対策には取り組まない。 | |

問9 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。（○はいくつでも）

- 1 利用者や売り上げの減少
- 2 利用者とのトラブルの増加
- 3 喫煙所や分煙設備を整備する費用の問題
- 4 喫煙所や分煙設備を整備するためのスペースや施設の構造の問題
- 5 テナントとして入っている施設の管理者との調整
- 6 本社・本部などとの調整
- 7 その他（具体的
- 8 特に課題はない。

問10 美唄市では受動喫煙防止条例が平成28年7月に施行されましたが、ご存知でしたか。

- 1 条例内容も、制定されたのも知っている。
- 2 条例が制定されたのは知っている。
- 3 知らなかった。（今回の調査で初めて知った。）

問11 受動喫煙防止条例制定（平成27年12月）後における、貴事業所での新たな受動喫煙に対する取り組みについて、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

- 1 条例制定をきっかけに、新たな受動喫煙防止対策に取り組んでいる。
具体的な取り組み内容：

例：喫煙の場所や時間を定めた 等

- 2 条例制定前からの受動喫煙対策の取り組みを続けている。
- 3 受動喫煙防止対策に取り組んでいない。

問12 受動喫煙防止対策についての意見、要望、提案など（自由記述）